

表 WTO 協定に基づく農産物 5 品目（ココナッツ、コーヒー豆、コーヒー製品、コショウ、茶）の新たな割当基準の見直し案

1 申請スケジュール

現行基準	新基準	変更理由
年 3 回、割当前年の 12 月 1 日（または商務省規則の官報掲載日）、割当年の 6 月 10 日、10 月 10 日からそれぞれ 10 営業日。	年 2 回、割当前年の 12 月 1 日（または商務省規則の官報掲載日）、割当年の 7 月 1 日からそれぞれ 10 営業日。	3 回は頻度が高く、当局・事業者の作業負担が大きいため。また、3 回目の割当配分量発表が 11 月になることから、事業者が 12 月中に輸入を完了させるのが難しいため。

2 割当の返還および返還理由の申告

現行基準	新基準	変更理由
年 3 回、5 月 31 日、9 月 30 日、12 月 31 日まで。	年 1 回、6 月 30 日まで。返還理由の申告は不要。	頻度を下げ、返還申告された量を 2 回目で配分できるようにするため。理由の申告を不要としたのは、現行基準における第 3 回目の返還理由として「事業者の経営状況または為替変動等の経済状況」が 2 回続いた場合は、翌年の申請資格が取り消しされるが、事業者の多くがこの理由を選択しており、ペナルティが重すぎると判断したため。

3 第 1 回目の配分比率〔コーヒー製品（134 トン）、茶（625 トン）が対象〕

現行基準	新基準	変更理由
輸入実績があるグループ 70%（コーヒー製品	輸入実績があるグループ 50%（コーヒー製品	中小企業の競争力を強化し、割り当てが必要

93.80 トン、茶 437.50 トン)、一般グループ 30% (コーヒー製品 40.20 トン、茶 187.50 トン)。	67 トン、茶 312.50 トン)、一般グループ 50% (コーヒー製品 67 トン、茶 312.50 トン)。	量取得できないという一般グループが抱える問題を削減し、より多くの事業者に広く割当取得の機会を与えるため (注 1)。
---	---	--

4 配分方法 (コショウ、コーヒー豆、コーヒー製品の一般グループ、茶の一般グループ) (注 2)

現行基準	新基準	変更理由
申請量の割合に応じた配分。	均等配分 (申請量を上限とする。申請量を超える場合は未達分の事業者へ再配分)。	現行の申請量に応じた比例配分では、より多くの配分を得ようとして実際に必要な量を超える量の申請が行われる傾向があった。その一方で、配分を受けたにも関わらず、実際には使用しない・返還申告をしない事業者があり、実際に必要とする事業者の利用機会を妨げていたため。

5 割当の使用義務

現行基準	新基準	変更理由
割当量または返還申告後残量の 95%以上使用、未達分は翌年削減。	割当量または返還申告後残量の 80%以上、未達分は翌年の第 1 回目のみ申請資格を取り消し。	割当の使用についてより柔軟性を持たせるため。現在の景気から 95%の基準は高すぎると判断したことや、未達分が翌年差し引かれることにより、事業者によっては翌年の割当量が通年で 0 になる場合があったため。

(注1) 他の 3 品目 (ココナッツ、コショウ、コーヒー豆) は、現行基準から変更なし。

(注2) ココナッツはすでに均等配分が導入されており、今回の見直しの対象外となる。コーヒー製品および茶の輸入実績があるグループの配分方法は現行基準から変更なしで、輸入実績割合に応じた配分。

(出所) タイ商務省外国貿易局 (DFT)